

家畜衛生だより 令和3年2月号

紀北家畜保健衛生所

電話 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735-58-1481

豚熱ワクチン接種養豚場での 豚熱の発生について

令和3年1月26日に、和歌山県の養豚農場の離乳豚（68日齢）で、豚熱の患畜が確認されました。当該豚は、1月8日（50～57日齢）に、豚熱ワクチンを接種していました。

免疫の獲得には母豚からの移行抗体の保有状況が大きく影響することから、豚熱ワクチンを国から推奨された時期（50～60日齢）に接種していても、全ての豚が免疫を獲得できるわけではありません。

このことから、ワクチン接種の有無に関わらず、家畜防疫の基本は、飼養衛生管理基準の遵守の徹底となります。農場の皆様には、今一度、飼養衛生管理基準を見直し、防疫の徹底をお願いします。

飼養衛生管理基準の遵守の徹底

環境中にウイルスが存在する前提で、人・物・車両によるウイルスの持込み防止（靴の履き替え、消毒、交差汚染防止措置）、野生動物対策（防護柵や防鳥ネットの設置・点検・修繕）等を徹底してください。

農場周囲における柵の設置



- ・ イノシシ、キツネ、タヌキなど野生動物や人の侵入を防止する。
- ・ 塀の設置が難しい場合も電柵とワイヤーメッシュを2重に設置することで効果が向上する。

畜舎周辺の除草や木の伐採



- ・ 畜舎周辺及び農場周囲に除草や木の伐採による緩衝帯を設置する。
- ・ 畜舎内外の整理・整頓・清掃に心がける。

畜舎における防鳥ネットの設置



- ・ 畜舎の屋根や壁の破損は随時補修する。
- ・ 畜舎開口部（出入口を含む）にネットを設置する。
- ・ 定期的に点検し、ネット等の破損箇所は速やかに補修する。

堆肥舎等における防鳥ネットの設置



- ・ 堆肥舎や死豚豚保管場所は、食べ残し飼料等がカラスやタヌキなどの野生動物を誘引し、病原体が持ち込まれる可能性があるため、防鳥ネットやブルーシートをかぶせる。

農林水産省 HP より抜粋

※豚の様子に異常が見られたら速やかに家畜保健衛生所に連絡してください

飼養衛生管理基準の改正

(令和2年7月1日施行) (一部の取組は猶予期間が設定)

改めて、飼養衛生管理基準の改正について、ご確認ください。

【主な改正項目】 取組の目的ごとに、以下の①～④に体系化。

①家畜防疫に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none">家畜所有者の責務飼養衛生管理にかかわるマニュアル作成、従業員らへの周知徹底 ☆家畜伝染病の発生リスクの高まりへの準備衛生管理区域の考え方を明確化放牧制限の準備 ☆
②衛生管理区域への病原体の侵入防止	<ul style="list-style-type: none">衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ★食品循環資源(肉を扱う事業所から排出されたもの)の飼料の利用時の適正な処理・利用 ☆更衣・車両の乗降の際の交差汚染防止
③衛生管理区域の病原体による汚染拡大防止	<ul style="list-style-type: none">畜舎等への野鳥等の侵入防止 ★
④衛生管理区域からの病原体の拡散防止	<ul style="list-style-type: none">衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

☆：令和3年4月1日施行、

★：令和2年11月1日施行

大臣指定地域*の追加措置

飼養衛生管理基準における大臣指定地域では、以下の措置が必要です。

〔 *大臣指定地域：家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして、農林水産大臣が指定する地域。和歌山県は指定されています(令和3年2月時点) 〕

- 畜舎ごとに専用の衣服の着用する。
- 大臣指定地域に立ち入った者を、衛生管理区域に立ち入らせない。(必要な措置をした上で、やむを得ない場合は除く)
- 大臣指定地域で収穫された農作物を利用時は、家保の指導に従う。
- 畜舎間の家畜の移動は、屋根・壁がある畜舎間通路、洗浄・消毒済のケージを使用する。
- 畜舎に重機を持ち込む際は、出入口付近で、洗浄・消毒をする。
- 放牧場の給餌場所の防鳥ネットの設置、避難用の設備の確保をする。

飼養衛生管理基準の詳細は、以下 URL をご参照ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html